

テスト採点・校正に関わる業務委託基本契約書

(採点者保管用)

西北出版株式会社(以下、「甲」という)と [REDACTED] (以下、「乙」という)とは、テスト採点・校正の業務についての基本的事項に関し次のとおり契約を締結する。

(基本契約)

第1条 本基本契約は、テスト採点および校正、またそれらに付随する業務(以下、「本件業務」という)の委託に関する基本的事項を定めたもので、甲が業務を乙に委任し、乙がこれを受託することにより成立し、甲および乙は、本基本契約を遵守しなければならないものとする。

(善管注意義務)

第2条 受託者(乙)は、本件業務を委託者(甲)の指示にしたがい、善良な管理者の注意をもって行うものとする。

(提出書類)

第3条 本基本契約を締結するにあたって、乙は甲に以下の書類を提出するものとする。

- 学生証のコピーもしくは卒業大学を証明する書類
- 登録内容を申請する書類

(個別契約の内容)

第4条 本基本契約に基づく個々の業務について「個別契約」を締結する。

個別契約には、委託年月日、本件業務の内容、納期、報酬(採点料、校正料など)の金額、支払日、支払方法の必要事項などを定めるものとする。

(個別契約の成立)

第5条 個別契約は、甲が前条の内容を記載した「業務内容を説明する書類」の内容を乙が承認し、「登録内容を申請する書類」を甲に提出することにより成立するものとする。

(業務の遂行方法)

第6条 テスト業務内容説明書の業務の遂行方法は「業務内容を説明する書類」に定めるものとする。

(業務の遂行に伴う費用負担)

第7条 本件業務を遂行するにあたって伴う費用は、個別契約に定める内容に限り甲が負担するものとする。

(再委託の禁止)

第8条 本件業務の全部または一部を第三者に再委託してはならないものとする。

(報告義務)

第9条 本件業務の遂行において、不明点および答案の不備などが発覚した場合、乙は甲に報告し、その指示を受ける。

(通知義務)

第10条 「業務内容を説明する書類」の内容に変更が生じた場合、甲はすみやかに乙に通知する。乙は通知内容に従い業務を遂行する。

(秘密保持)

第11条 甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

2 乙は、甲より提供または閲覧、利用を許可された問題、資料等の一切の文書に関して、第三者への提供、および甲が委託する業務の用途以外での利用をしてはならないものとする。

(第三者の権利侵害)

第12条 乙は、業務の実施にあたり、また報告書並びにその調査実施・作成方法について、第三者が有する特許権等の工業所有権、著作権およびその他一切の権利に抵触しないように留意するとともに、万一抵触の問題が発生し、または発生するおそれがある場合には、直ちにその旨を委託者に通知し、事故の責任と費用負担で当該の問題を解決するものとし、それに

テスト採点・校正に関わる業務委託基本契約書

(西北出版保管用)

西北出版株式会社(以下、「甲」という)と [REDACTED] (以下、「乙」という)とは、テスト採点・校正の業務についての基本的事項に関し次のとおり契約を締結する。

(基本契約)

第1条 本基本契約は、テスト採点および校正、またそれらに付随する業務(以下、「本件業務」という)の委託に関する基本的事項を定めたもので、甲が業務を乙に委任し、乙がこれを受託することにより成立し、甲および乙は、本基本契約を遵守しなければならないものとする。

(善管注意義務)

第2条 受託者(乙)は、本件業務を委託者(甲)の指示にしたがい、善良な管理者の注意をもって行うものとする。

(提出書類)

第3条 本基本契約を締結するにあたって、乙は甲に以下の書類を提出するものとする。

- 学生証のコピーもしくは卒業大学を証明する書類
- 登録内容を申請する書類

(個別契約の内容)

第4条 本基本契約に基づく個々の業務について「個別契約」を締結する。

個別契約には、委託年月日、本件業務の内容、納期、報酬(採点料、校正料など)の金額、支払日、支払方法の必要事項などを定めるものとする。

(個別契約の成立)

第5条 個別契約は、甲が前条の内容を記載した「業務内容を説明する書類」の内容を乙が承認し、「登録内容を申請する書類」を甲に提出することにより成立するものとする。

(業務の遂行方法)

第6条 テスト業務内容説明書の業務の遂行方法は「業務内容を説明する書類」に定めるものとする。

(業務の遂行に伴う費用負担)

第7条 本件業務を遂行するにあたって伴う費用は、個別契約に定める内容に限り甲が負担するものとする。

(再委託の禁止)

第8条 本件業務の全部または一部を第三者に再委託してはならないものとする。

(報告義務)

第9条 本件業務の遂行において、不明点および答案の不備などが発覚した場合、乙は甲に報告し、その指示を受ける。

(通知義務)

第10条 「業務内容説明書」の内容に変更が生じた場合、甲はすみやかに乙に通知する。乙は通知内容に従い業務を遂行する。

(秘密保持)

第11条 甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

2 乙は、甲より提供または閲覧、利用を許可された問題、資料等の一切の文書に関して、第三者への提供、および甲が委託する業務の用途以外での利用をしてはならないものとする。

(第三者の権利侵害)

第12条 乙は、業務の実施にあたり、また報告書並びにその調査実施・作成方法について、第三者が有する特許権等の工業所有権、著作権およびその他一切の権利に抵触しないように留意するとともに、万一抵触の問題が発生し、または発生するおそれがある場合には、直ちにその旨を委託者に通知し、事故の責任と費用負担で当該の問題を解決するものとし、それに

